

**「RUN！UBE フェスティバル」企画・運営業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

この実施要領は、「RUN！UBE フェスティバル」企画・運営業務委託（以下「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により、選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務の名称

「RUN！UBE フェスティバル」企画・運営業務

(2) 業務内容

「RUN！UBE フェスティバル」企画・運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約の日 から 令和7年3月31日 まで

(4) 提案上限額 3, 000, 000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者。ただし、第1号においては「入札に係る」を削除して読み替えるものとする
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをされていない者
- (4) 市税、法人税並びに消費税及び地方消費税について滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者
- (6) 公告日において同種のイベントの企画・運営に携わった実績を有する者
- (7) 提出する書類において虚偽の記載をする又は不正な手段を用いるなどの事業の公正な進行を妨げない者

4 実施スケジュール

項目	日程	備考
公募開始	令和7年1月17日（金）	市ウェブサイトに掲載
質問受付期限	令和7年1月22日（水） 17時まで	
質問回答日	令和7年1月24日（金）	質問回答については市ウェブサイトに掲載
参加表明書提出期限	令和7年1月27日（月） 17時まで	
参加資格結果通知	令和7年1月30日（木）	
企画提案書等提出期限	令和7年2月10日（月） 17時まで	必着（電子メール又は持参）
プレゼンテーション審査	令和7年2月中旬予定	応募者に別途通知
審査結果通知・公表	令和7年2月中旬予定	
契約締結	令和7年2月下旬予定	

5 公募に関する質問の受付

- (1) 提出期限 令和7年1月22日（水）17時必着とする。
- (2) 提出方法 質問書（様式第5号）を電子メールで提出すること。
※送信後に確認のため「12 担当部署」に電話で連絡すること。
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、令和7年1月24日（金）までに、提出された全ての質問とその回答をまとめて、本市ウェブサイトに掲載する。なお、質問した事業者名は公表しない。

6 参加申込書の提出

「3 参加資格」要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年1月27日（月）17時必着とする。
- (2) 提出方法 電子メール、郵送又は持参
※電子メール、郵送の場合は、提出後に確認のため「12 担当部署」に電話で連絡すること。また、郵送の場合は期限までに担当部署へ必着のこと。
※持参の場合の受付時間は、平日の9時から17時までとする。
(12時～13時を除く。)
- (3) 提出先 「12 担当部署」に提出のこと。
- (4) 提出部数 各1部
- (5) 提出書類

ア 参加申込書【様式第1号】

イ 市税、法人税並びに消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書

7 参加に係る必要書類の提出

参加者は、次のとおり必要書類を提出すること。なお、あらかじめ「6 参加申込書の提出」を行っていない者からの企画提案書の提出は受け付けない。

(1) 提出期限 令和7年2月10日(月)17時必着とする。

(2) 提出方法 郵送又は持参

※郵送の場合は、送付後に確認のため「12 担当部署」に電話で連絡すること。

また、郵送の場合は期限までに担当部署へ必着のこと。

※持参の場合の受付時間は、平日の9時から17時までとする。

(12時～13時を除く。)

(3) 提出先 「12 担当部署」に提出のこと。

(4) 提出部数 正本1部 副本5部

(正本がカラー印刷を含む場合は、副本はカラーコピーとすること。)

(5) 提出書類 種類は、次の順に並べ、1部ごとにまとめて提出すること。

ア 業務受託実績書【様式第2号】

イ 業務体制表【様式第3号】

ウ 企画提案書【様式第4号】

エ 見積書【任意様式】

8 参加辞退

「参加申込書」の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。なお、この場合、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

(1) 提出書類 参加辞退届【様式第6号】

(2) 提出方法 電子メール、郵送又は持参

※電子メール、郵送の場合は、送付後に確認のため「12 担当部署」に電話で連絡すること。また、郵送の場合は期限までに担当部署へ必着のこと。

※持参の場合の受付時間は、平日の9時から17時までとする。

(12時～13時を除く。)

(3) 提出先 「12 担当部署」に提出のこと。

9 選定方法

受託候補者の選考については、本市が設置する「RUN!UBE フェスティバル」企画・運営業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、プレゼンテーション審査により評価を行い、採点合計により各提案者の順位を決め、第1位の者を第1受託候補者として選定する。

また、参加者多数の場合は、事前に書類審査を行い、プレゼンテーション審査に付さない提案者もある。なお、選考結果等について異議申し立ては、一切受け付けない。

(1) 内容

提出した資料を用いて非公開のプレゼンテーションをオンラインで実施する。

（詳細は、別途通知）

なお、提案者が1者のみの場合でもプレゼンテーション審査は実施する。

(2) 日時

令和7年2月中旬（詳細は、別途通知）

(3) 所要時間

①準備 5分程度

②プレゼンテーション 20分程度

③質疑応答 15分程度

(4) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり。

(5) 受託候補者の決定

選定委員会において評価を行い、最も得点の高い提案者を第1受託候補者とし、次点の提案者を第2受託候補者とする。なお、同点の場合は、選考委員会の委員長が、第1受託候補者、第2受託候補者を決定する。

ただし、得点が1位であっても、著しく低い審査項目がある場合は、第1受託候補者に選定しないことがある。

(6) 選定結果の通知

選定結果については、プレゼンテーション審査に参加した全ての提案者に対し、令和7年2月中旬に自己の結果を文書で通知する。

(7) 受託候補者の公表

受託候補者を特定した場合、その結果を市ウェブサイトで公表する。

10 契約手続等

(1) 第1受託候補者と協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容について、提案内容の趣旨を変更しない範囲で一部変更する場合がある。

(2) 第1受託候補者と協議が整わない場合は、第2受託候補者と協議を行うものとする。

(3) 契約書の作成に要する経費は、受注者の負担とする。

(4) 契約保証金は、宇部市財務規則（昭和44年4月1日規則第4号）第98条及び第99条の規定による。

11 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (4) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- (5) 企画提案書など、本業務のプロポーザルに係る全ての提出物は返却しない。
- (6) 企画提案書等については、委託予定者の選定のために使用するものとし、公表しないが、情報公開請求があった場合、宇部市情報公開条例に基づき公開することがある。
- (7) 通信障害によって電子メール等の未着が生じた場合において、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 参加資格の要件を満たさなかった場合
 - イ 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
 - ウ 本要領及び仕様書の条件を満たさない場合
 - エ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - オ 見積金額が不明、あるいは積算根拠が不明確な場合
 - カ プレゼンテーション審査に参加しなかった場合
 - キ 選定の公平性を害する行為があった場合
 - ク 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

12 担当部署

総合政策部 移住定住推進課
〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
TEL 0836-34-8480 FAX 0836-22-6008
メールアドレス iju@city.ube.yamaguchi.jp

別紙 審査基準

評 価 項 目		配点
企業評価	①同種のイベントの企画・運営に携わった実績は十分か。	10
	②実施体制・管理責任者が明確化され、適切な人員配置が行われているか。 適切な業務工程と役割分担が具体的に提案され、それらが実施可能であるか。	20
企画提案	③イベント参加者が見込まれる企画であるか	20
	④企画内容に対し妥当な見積額であるか	10
	⑤業務目的や対象者を十分理解しているか	20
総合的理解度	⑥業務に対し熱意を持ち、プレゼン能力や質疑応答の受け答えが優れているか。	20
		合計 100